

Ⅲ 史跡指定

1 史跡指定に至る経過

盛岡城跡は、淡路丸のソメイヨシノをはじめとする四季折々の花木を觀賞することができ、熊や猿などが飼育される動物園、凍結した内堀を活用したスケート等を楽しむことができる行楽地として、また、体育祭や盆踊りをはじめとするイベントが開催される場として利用されていた。

さらに、大正期には盛岡市における名所の一つとして絵葉書が発行されたほか、昭和6年(1931)の南部利直公 300年祭記念に出版された「南部利直公」や、昭和11年(1936)の岩手公園開園30周年と盛岡城築城 300年記念に出版された「盛岡城」等により、盛岡城や城下町の歴史等を知ることができる冊子が刊行されるなど、岩手県を代表する観光地、歴史遺産として多岐にわたる活用がなされてきた。

昭和10年(1935)10月22日、当時の盛岡市長であった大矢馬太郎から文部大臣あてに史跡指定の申請がなされ、地権者の同意を経た上で、昭和12年(1937)4月17日、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然記念物保存法により、「盛岡城跡」として国史跡の指定を受けた。

表13 史跡指定の経過

<p>昭和10年(1935)</p>	<p>10月22日、盛岡市長大矢馬太郎から史跡指定の申請 [指定調書] 岩手県史跡天然記念物調査委員の菅野義之助が記述 (イ) 築城前ノ地形 旧記(祐清私記)ニヨレバ築城前ノ地形ハ北上、中津両河ノ落合ニ挟マレタル花崗岩ノ丘陵ニシテ全山青笹密生シ其中ニ栗ノ巨木所々ニ散点セリ、其ノ中今ノ淡路丸ノ所ダケハ小サキ館ヲナシ此レヲ不來方ノ南館ト呼ビタリ此レヨリ二町ヲ距ツル今ノ盛岡地方裁判所々在地ノ邊ハ此レ亦花崗岩ノ丘陵ニシテ此レヲ不來方ノ北館ト称シタリ (ロ) 築城ニ至レル経過 天正十九年九戸政實背叛スルヤ南部信直援ヲ豊臣秀吉ニ乞ヒ大軍來援シテ政實ヲ討滅セリ當時秀吉志和、稗貫、和賀ノ三郡ヲ以テ南部氏ニ與ヘタリ為ニ南部氏ハ地ヲ南方ニ加ヘソノ封土ノ中心ハ馬淵川ノ流域ヨリ轉シテ北上ノ河谷ニ移ルコトトナリソノ結果ハ自然藩ノ治所モコレヲ南遷スルノ便ナルヲ見ルニ至レリ隅々領内ノ形勢ニ通曉セル淺野長政ハ政實征討後凱旋ノ帰途将来ノ城地ヲ北上河谷ニ求メ前記北上、中津、両河ノ落合ニ介在セル丘陵後ノ盛岡城ノ地ヲ相シテ南部信直ニ将来ノ新城ヲ此所ニ建設セラルベキヲ懇懇シタルモノナリキ、カクテ信直ハ文禄ノ役豊臣氏ノ召ニ應ジテ肥前名護屋ニ赴クヤ豊臣秀吉ニ謁見シ新城ヲ盛岡ニ築クノ宿望ヲ述ベテソノ許諾ヲ受ケ當時ノ国元ニ留守ノ任ニ當レル嗣子利直ニコレガ實行を命ザルナリ (ハ) 築城 カクテ慶長二年三月鋤立式ヲ行ヒ今ノ本丸ノ地ヲ切り崩シテ其ノ上部ヲ平坦ナラシメ次ニ二ノ丸ニ及ビ更ニ三ノ丸ハ本丸ニ近キ高サナリシヲ以テ著シク此レヲ切り下ゲ以テ大体ノ形態ヲツクリ得タルナリキ (ニ) 構造 當時ハ北上河西ヲ流レ中津川東ヲ限り南方ハ両河ノ合流シテ他ト隔絶シ北部</p>
--------------------	--

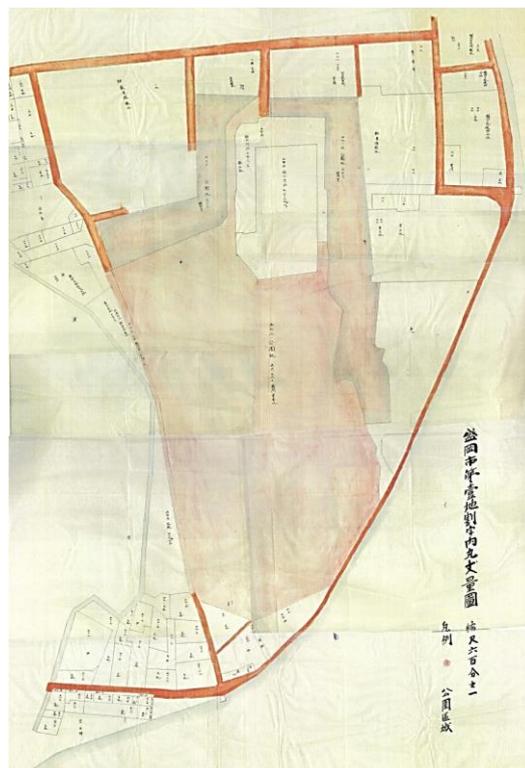
	<p>ハ濠ヲ穿チ中津川ノ水ヲヒキテコレニ充タセリ此ノ城内ニ通ズル城門四アリ大手ノ正門ヲ綱門ト云ヒソノ左方ノ中央ヲ開ケルモノヲ不明門ト云ヒ右方ノ北門ヲ柵形門ト云ヒ背面ニアルモノヲ大工小屋前門又ハ下ノ橋門ト称シ搦手タリ</p> <p>内城正面ノ綱門ヨリ下郭ニ入り左方ニ勘定所ノ一廓ヲ見テ直進シテ右折シ鳩門ヲ過ギ更ニ瓦門ヲ経レバ三ノ丸ニ入ル三ノ丸ヨリ車門ヲ経テ二ノ丸ニ入ル此処ニハ表御館ト称セル宏大ナル建物アリキ此ノ建築物中ニハ藩廳ヲ設ケ家老用人目付以下ノ藩吏出勤シテ藩政ヲトリ更ニ藩主ノ表向ノ謁見所ヲモ設ケタリ、三ノ丸ニノ丸周囲石垣ノ上ハ堅固ナル漆喰塗ノ土塀ヲ設ケコレニ狭間ヲ開キ以テ瞰射ニ便セリ、二ノ丸ノ館内ヨリ本丸ニ昇ルニハ階段ヲ上リ内廊下橋ヲ渉ルココニ政所ト称スル宏大ナル建造物アリ、政ヲ立テ同三十九年知事押川則吉ノ時開園ス昭和九年市有トナリ現在ニ至ル</p> <p>二ノ丸三ノ丸ハ芝生トシ二ノ丸ニハ亭樹ヲ設ケ且樹木ヲ植エ本丸モ同様亭樹ヲ設ケ樹木ヲ植エ散策ニ便ス</p> <p>中央ニ南部中尉ノ銅像アリ吹貫馬場跡ニハ櫻樹ヲ植エ付ケ櫻ノ名勝地タリ</p> <p>二ノ丸ノ下郭ハ運動場ヲ設ケ其ノ一端ニハ花壇ヲ設ケ各丸間ハ石段及橋等ニヨリテ連絡ス</p> <p>城ノ北方ニハ更ニ内丸ナル一廓ヲ設ケテ藩主ノ一族共ニ重臣ノ居宅トナシ以テ城ノ北部ヲ擁セリ即東方ノ中津川ノ水ヲ引キテ東ヨリ西ニ濠ヲ穿チソノ北側トシ該（カ）濠ハ更ニ南折シテ北上河（旧河道）ニ通ジテソノ西側ヲ形成セルモノニテ濠ノ内側ニハ高キ土塁ヲ設ケリ今日ハ當時ノ濠共ニ土塁ヲ廓ノ西北隅ニ存スルノミ更ニソノ外部ノ廣キ地積ヲ画シテ土塁塹壕ヲ設ケソノ中ヲ町民并ニ輕臣ノ住民地帯ヲナセルモノナリキコノ地域ハ東方ハ中津川ヲ越エテ廣キ地帯ヲ占メ今日ノ盛岡市ノ主要部ヲ殆抱擁セルモノナルガ今日ハ土塁濠共ニ全ク破却シテ去ラレテソノ跡ヲ止メズ</p>
<p>昭和11年(1936)</p>	<p>4月7日、十社兵第 3,370号により、岩手県知事より文部省宗教局長あて史跡指定に関する申請書進達</p> <p>4月14日、史跡指定に係る申請に対し、実地調査を実施する予定があることを回答</p> <p>9月25日、史跡指定について、櫻山神社より承諾を得る</p> <p>11月27日、史跡指定にあたり、櫻山神社境内地が指定範囲となることを内務省に照会</p> <p>12月26日、内務省文書第20号により、櫻山神社境内地の史跡指定に異存無しとの通知</p>
<p>昭和12年(1937)</p>	<p>4月17日、(官報告示) 文部省告示第二百十二號</p> <p>史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス</p> <p>昭和十二年四月十七日 文部大臣 林 銑十郎</p> <p>盛岡城址 岩手縣盛岡市第一地割字内丸 五七番ノ四、五七番ノ五櫻山神社境内、自五七番ノ一至五七番ノ三、五七番ノ七</p>

2 史跡指定

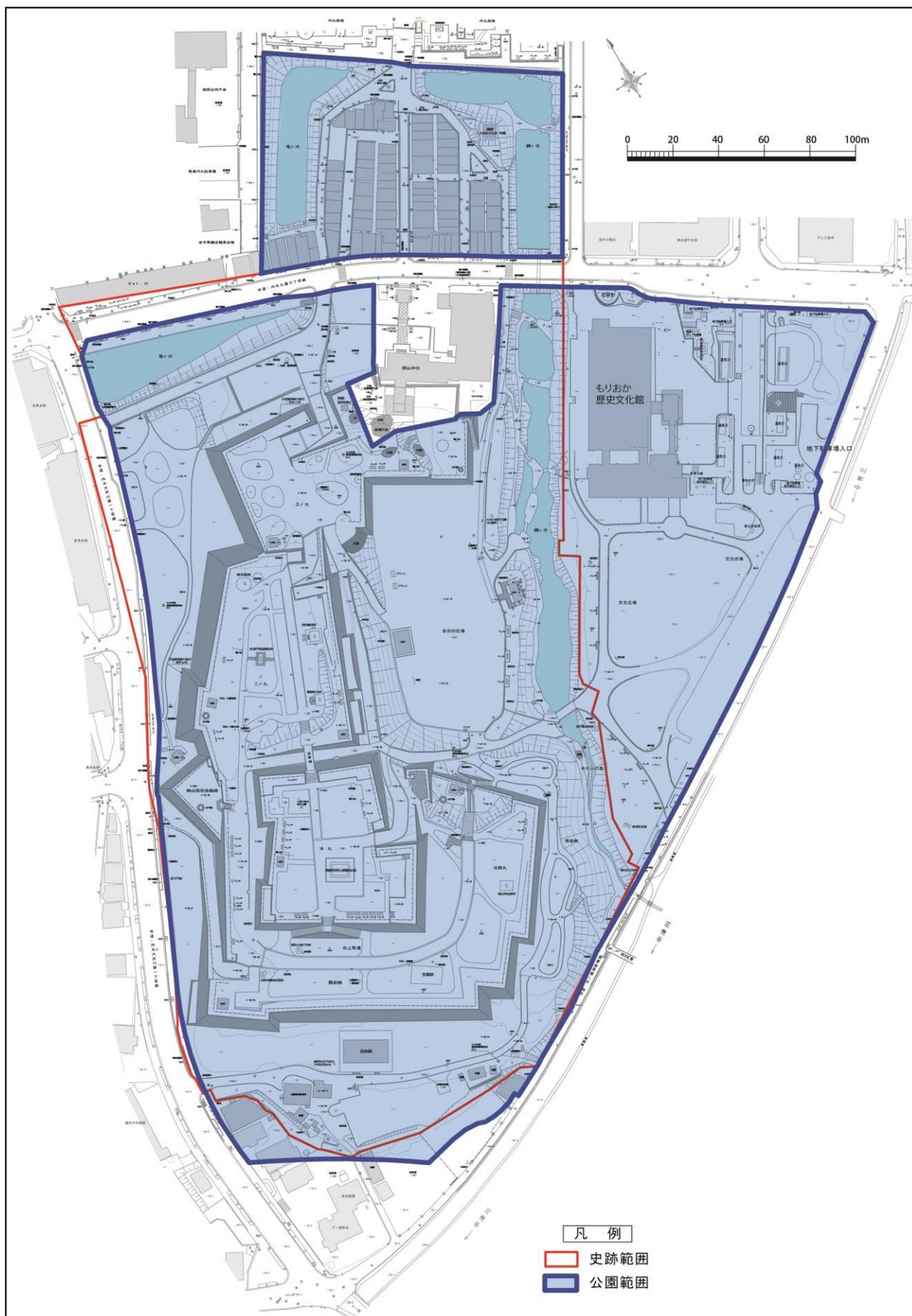
種 別	史蹟
名 称	盛岡城址
所 在 地	盛岡市第一地割字内丸
指定年月日	昭和12年4月17日 文部省告示第 212号
指定面積	87,051.07㎡（登記簿上）、84,092.64㎡（平成21年度測量調査成果）
説 明	慶長二年南部利直ノ経始セルトコロニシテ寛永十年全城竣工ノ後漸次修理ヲ加ヘ子孫相継テ之ニ居リ以テ明治維新ニ至ル城構ハ本丸, 二之丸, 三之丸ヲ備ヘシガ後陸軍用地トナリ建物ハ除カレ再ビ南部家ノ有ニ帰シ明治三十九年公園トナレリ今濠湟石壁土塁尚ヨク存シ舊規模ノ見ルベキモノアリ
指定の事由	保存要目中 史蹟ノ部第四二ニ依ル (古城址、城砦、防塁、古戦場、国郡廳址其ノ他 政治軍事ニ関係深キ史蹟)
管理団体	盛岡市 昭和12年4月17日
指定地番	指定告示時点と現在の地名・地番を表14にまとめた。

表14 指定告示時の地番と現在の地番

指定告示時	現 在
盛岡市第一地割字内丸 五七ノ一、五七ノ二、五七ノ三、五七ノ四、五七ノ五、五七ノ七	盛岡市内丸 57番1～57番5、 57番7、57番30、57番31～36、57番38、57番39、57番42、 57番45～55、57番57～126、57番320



第19図 「盛岡市第一地割字内丸丈量図」(原図 縮尺六百分之一) 文化庁蔵



第20図 盛岡城跡公園現況平面図（平成21年度作成を修正）

3 史跡指定後の経過

(1) 太平洋戦争と盛岡城

史跡指定後も公園として管理され、多くの市民・県民に利用されていたが、太平洋戦争の直前になると、市立小学校児童心身鍛錬耐熱体操会、紀元二千六百年奉祝体育祭や、大政翼賛会集会、日独伊三国結盟県民大会などの行事が開催された。

戦時中には、明治41年(1908)本丸に建立された南部利祥中尉騎馬像の銅像部分が自主供出されることとなり、昭和19年(1944)4月4日に出陣式が本丸で行われた。

同じく昭和19年には、明治期の公園整備の際に設けられた花壇が廃止され、運動場の一部となったほか、食糧不足から動物園で飼育されていた狐や狸が払い下げられた。また、食糧確保の観点から、内堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)で鯉が養殖されるなど、公園の利活用においても戦争の影響が及んだ時期であった。

表15 太平洋戦争前・戦中の経過

昭和14年(1939)	9月2日、第1回市立小学校児童心身鍛錬耐熱体操会
昭和15年(1940)	9月11日、紀元二千六百年奉祝体育祭 10月14日、大政翼賛日独伊三国結盟県民大会
昭和16年(1941)	4月20日、岩手公園指揮台竣工式(多目的広場に設置、現存せず) 8月5日、全国ラジオ体操の会(約2万人が参加)
昭和19年(1944)	4月4日、南部利祥中尉騎馬像出陣式 広場(御台所)北側の花壇を廃園にして運動場を整備

(2) 都市計画道路と商店街

岩手公園用地内の鶴ヶ池、亀ヶ池に囲まれた地域(約5,500㎡)は、終戦時まで櫻山神社の境内地であったが、終戦直後になると国内外からの引揚者が生活の場を求めバラック店舗を構えた。

昭和21年(1946)になると、これら引揚者や戦災者105名により盛岡更生市場組合が結成され、櫻山神社から境内の参道を中心に借地し、仮設店舗で営業を始めた。

その後、仮設店舗は次第に老朽化が目立つようになり、加えて住民や利用者の排出する汚水が鶴ヶ池・亀ヶ池に流入し環境の悪化が問題となった。

こうした状況下で、昭和24年(1949)には神社境内の国有地譲与に関連し、境内地土地所有者と市有地居住者の利害関係から、盛岡更正市場協同組合(櫻山神社境内地)と亀ヶ池通商業協同組合(市有地)に分裂した。また、民有地を購入した地権者により第二組合が構成されるなど、権利のありかたによって団体が組織されていった。

昭和29年(1954)、都市計画道路「中ノ橋大通線」の開通に併せ、当該地区の整備が急務となったことから、市は市有地・公園用地である亀ヶ池畔に乱立していたバラック建店舗付住宅の整理を計画した。移転先は「中ノ橋大通線」沿いに仮設した栈橋上と亀ヶ池畔に新設する園地に沿う敷地と決め、暫定的措置として大部分を移転させた。

また、栈橋店舗向い側の県有地を市が借り受ける形で、店舗付住宅を新築移転させたものもあった。その後、栈橋店舗については、昭和39年(1964)～45年(1970)まで占用許可を延長し、昭

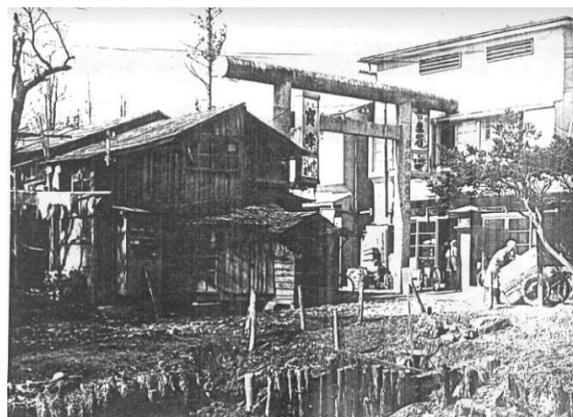
和 45 年（1970）10 月に撤去されている。

なお、現在も公園敷地内（亀ヶ池畔）に残る 23 件については、昭和 42 年（1967）から行政財産の目的外使用許可として扱い、盛岡市都市整備部公園みどり課の管理として現在に至っている。

その他、東大通商店街の一部においては県有地と市有地に店舗兼住宅が建設され、市の管財課の管理のもと普通財産の賃貸借として契約を締結していたが、県から土地を払い下げられる形で再開発ビルが建設され、平成 14 年（2002）に建物が完成し現在に至っているが、内堀（亀ヶ池）埋立部分に位置している 8 店舗が旧状のままとなっている。残った店舗については、使用者が盛岡市総務部管財課との間で契約を締結している状況である。



櫻山神社参道地区（南東側から 昭和33年）



櫻山神社参道地区（北東側から 昭和33年）

（3）戦後の整備・活用

戦後の岩手公園では、四季折々の花や緑を楽しむだけでなく、昭和 25 年（1950）には移動動物園が開催され、上野動物園で飼育されている象やライオンなどが公園内で展示されたほか、昭和 26 年（1951）にはさくらまつりの一環として大名行列が行われるなど、市民・県民の娯楽の場として活用されるようになった。

昭和 27 年 2 月 29 日付けで、建設省都市局の公園緑地協会理事長であった北村徳太郎から岩手公園周辺地の「盛岡市公館地区計画案」が小泉市長宛に提出された。計画は、現在の県庁、市役所、裁判所付近から盛岡城跡内の新御蔵地区に及ぶ範囲の公共施設を整備するもので、この計画案に基づいて今日の官庁街が整備されることとなったほか、計画には史跡を取り囲むヒマラヤスギの植栽計画も立案されていた。

その後、この案に基づいて東北開発研究会が「岩手公園計画」の策定を進め、現在のもりおか歴史文化館と市営駐車場の位置に音楽堂、芝生広場には常設展示会場や児童公園を、公園管理事務所附近に市立図書館や児童会館のほかに植物園、動物園、武徳殿の建っていた新蔵地区に児童遊園と駐車場、台所跡（多目的広場）には大きな噴水池の設置が計画された。

昭和 30 年（1955）には、千葉大学造園学科の横山光雄教授（公園緑地協会員）により「盛岡都市計画公園」として、翌昭和 31 年（1956）の都市計画決定及び事業決定につながる計画が立案された。

昭和 31 年（1956）5 月 14 日、岩手公園が都市計画決定及び事業決定（面積 9.7 ヘクタール）され、10 月 15 日には「一般公園」として開設（面積 8.7 ヘクタール）した。御台所跡（広場）に休

Ⅲ 史跡指定

憩所を寄付により設置したほか、中津川から鶴ヶ池への給水装置、鶴ヶ池畔にはコンクリート製の藤棚を設置。台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧したほか、史跡西側にはケヤキやアカマツ、鶴ヶ池や吹上門周辺には低木が植栽されたほか、老木となっていたウメ・サクラの更新や芝生の整備等が進められた。

昭和45年(1970)の岩手国体を契機に、昭和42年(1967)から中津川沿いの芝生広場や亀ヶ池棧橋店舗の撤去・歩道化が進められた。芝生広場では、昭和37~38年までに撤去・移転した岩手県商工会館、建設省岩手工事事務所、岩手日報社、岩手県教育庁や杜陵高校、盛岡地方貯金局、ラジオ岩手(放送局)等の跡地整備が進められ、県立図書館や地下駐車場の整備が進められた。

また、史跡内に所在していた建築物についても移転撤去が進められた。史跡の南側に所在した市立図書館が昭和46年(1971)、史跡の西側に所在した盛岡市消防団本部が昭和53年(1978)に移転したほか、三ノ丸北西部下に所在した花鳥園(碁会所)は昭和54年(1979)、武徳殿(武道場)が昭和57年(1982)、淡路丸に所在した城ヶ根(飲食店)は、昭和54年(1979)撤去・移転したほか、平成元年(1989)には動物園を移転させるなど、史跡・公園として相応しい景観に配慮した整備事業が進められた。

一方、史跡の保存整備に関連する事業としては、昭和36年(1961)11月7日、長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没に伴い、二ノ丸西側の石垣が崩落したため、文化財保護委員会の補助事業として修復工事が実施された(～昭和37年3月30日)。

昭和59年からは地震や降雨等の影響により、崩落の危険性が高い淡路丸を対象に石垣修復工事に着手、二ノ丸や本丸を対象に事業が進められたほか、石垣の孕みや陥没の要因を明らかにするため、三ノ丸西側において石垣移動量調査を平成10年度まで実施した。その後、平成11年度からは、城跡全体における石垣の変位状況を把握し、修理の優先度を把握するため石垣変位調査が実施されている。

平成18年(2006)の岩手公園開園100周年を契機に、岩手公園に「盛岡城跡公園」との愛称をつけ、お城(盛岡城)を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備の調和のもと、都心の魅力を高め、地区の活性化を目指し、「お城を中心としたまちづくり計画」が策定された。

その後、平成23年度には、史跡盛岡城跡の歴史的環境を保存・管理し、将来に適切に継承するとともに、積極的な活用を図るための指針として「史跡盛岡城跡保存管理計画」を、平成24年度には保存管理計画で示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、より具体的な保存整備・活用の基本方針を定めることを目的に、「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定した。

平成25年以降は、史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、三ノ丸地区の石垣修復工事、台所地区及び鶴ヶ池周辺の遺構等保存整備、電線地中化等整備工事、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、石垣面に生育した樹木や景観眺望を阻害する樹木の伐採等について取組を進めている。さらに、平成30年11月13日に国の認定を受けた「盛岡市歴史的風致維持向上計画」に基づき、本丸地区の整備を進めるための発掘調査、四阿をはじめとする公園施設の整備に取り組んでいる。

表16 各種整備事業等の経過

昭和19年(1944)	広場（御台所）北側の花壇を廃園にして運動場を整備
昭和24年(1949)	広場北側の運動場をテニスコートとして整備
昭和25年(1950)	亀ヶ池の一部埋め立て開始 8月 移動動物園開催
昭和26年(1951)	11月 宮野小提灯句碑を設置（淡路丸）
昭和29年(1954)	亀ヶ池周辺の建物移転、東大通りの開通 亀ヶ池・鶴ヶ池の清水化のため中津川から揚水、浚渫も実施（7～9月）
昭和30年(1955)	岩手公園整備計画案の策定 10月5日 石川啄木歌碑を設置（二ノ丸）
昭和31年(1956)	5月14日 岩手公園の都市計画決定及び事業決定（面積 9.7ha） 10月15日 「一般公園」として開設（面積 8.7ha）
昭和33年(1958)	二ノ丸整備及び失業対策事業による部分修理を実施
昭和34年(1959)	5月5日 本丸南西の二階櫓台に愛の鐘放送塔を設置（平成11年撤去）
昭和35～36年 (1960～1961)	将来の公園整備に備えた措置として、櫻山神社参道地区内の土地の一部を公園敷地及び道路敷地として購入
昭和36年(1961)	11月7日 長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没、二ノ丸西側の石垣が崩落し、修復工事を開始（～昭和37年3月30日）
昭和37年(1962)	鶴ヶ池への給水装置（サイフォン）工事着手（～昭和39年） 二ノ丸西側下に観光バス駐車場を整備 9月8日 新渡戸稲造顕彰碑を設置（二ノ丸）
昭和38年(1963)	渡雲橋（二ノ丸と本丸の連絡）をコンクリート製に架け替え
昭和39年(1964)	御台所跡（広場）に休憩所（四阿）を寄付により設置 中津川から鶴ヶ池への給水装置完成 鶴ヶ池畔にコンクリート製の藤棚を設置 櫻山神社より土地を購入し、三ノ丸の一部を公有化
昭和40年(1965)	テニスコート整備（現在の彦蔵付近）
昭和41年(1966)	武徳殿脇から菜園登り口までの整備（照明灯・トイレ設置等）
昭和42年(1967)	盛岡地方貯金局等の撤去、芝生公園（史跡外）の整備に着手 バラ園上部と桜林に鉄柵設置 県立図書館建築工事竣工
昭和43年(1968)	県立図書館が開館、二ノ丸に鉄製の防護柵を寄付により設置
昭和44年(1969)	菜園登り口の桜林への鉄製の防護柵設置（淡路丸） 園路舗装・ベンチの増設 鐘楼等の整備 岩手県商工会館の撤去
昭和45年(1970)	9月 宮沢賢治詩碑、11月 原敬遺徳碑の設置 花時計の設置 亀ヶ池栈橋店舗の撤去と歩道の設置工事、公園案内板等の設置
昭和46年(1971)	岩手公園地下駐車場開業

Ⅲ 史跡指定

昭和46年(1971)	9月 淡路丸南側(米内蔵西側)の市立図書館撤去
昭和47年(1972)	本丸整備、鶴ヶ池浚渫
昭和48年(1973)	本丸整備
昭和49年(1974)	鶴ヶ池にぼつき塔設置、鶴ヶ池法面整備
昭和50年(1975)	園路(米内蔵跡付近)及び広場(御台所跡)整備
昭和51年(1976)	梅林園路整備
昭和52年(1977)	梅林園路整備、三ノ丸登り口の整備、動物園舎の一部撤去
昭和53年(1978)	消防団本部撤去及び跡地整備 三ノ丸登り口～二ノ丸登り口園路舗装、広場(御台所跡)の四阿新築(寄付)、 鶴ヶ池にぼつき塔設置(寄付)
昭和54年(1979)	鶴ヶ池池畔の花鳥園・城ヶ根跡地の整備
昭和55年(1980)	本丸・二ノ丸四阿建て替え、池の浚渫 花鳥園、城ヶ根の撤去
昭和55年(1980)	3月26日、「一般公園」から「総合公園」に都市公園の種別変更を行う
昭和56年(1981)	梅林の四阿建替え
昭和57年(1982)	武徳殿解体(10月)、跡地整備
昭和59年(1984)	石垣解体と発掘調査を開始 第1期:淡路丸 昭和59～平成2年度 第2期:二ノ丸・本丸 平成3～19年度
昭和60年(1985)	石垣解体修理に伴う周辺整備(～平成2年度) 三ノ丸西側石垣において石垣移動量調査を開始(～平成10年度)
昭和61年(1986)	鶴ヶ池周辺と中ノ橋たもとにガス灯を設置
昭和62年(1987)	都市計画道路下ノ橋更ノ沢線改良工事実施(～平成2年度)
昭和63年(1988)	公園管理事務所の移転・新築、トイレ新築(桜林) 都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」改良工事に伴い、彦蔵の曳き屋による移設(平成元年2月～3月)
平成元年(1989)	彦蔵の補修 三ノ丸にトイレを新設、動物園の廃止 「日本の都市公園100選」に入選、記念碑の建立
平成2年(1990)	鶴ヶ池の浚渫
平成3年(1991)	鶴ヶ池畔の店舗撤去及び跡地整備、桜林整備
平成4年(1992)	彦蔵補修、鶴ヶ池浚渫 都市景観緑賞受賞記念碑の設置
平成5年(1993)	鶴ヶ池浚渫、二ノ丸南東部四阿整備、彦蔵周辺整備、御田屋清水整備、第2期石垣修理事業開始(～平成19年度)
平成6年(1994)	岩手女子高寄宿舎解体・跡地整備、鶴ヶ池浚渫、御田屋清水整備
平成9年(1997)	城下もりおか400年記念事業実施 周辺道路の都市計画決定に合わせ、都市計画区域を変更(面積9.9ha)
平成11年(1999)	石垣変位調査開始

平成12年(2000)	鶴ヶ池への給水装置をポンプ方式に変更
平成13年(2001)	地震により吹上坂の石垣が大きく孕んだため修理を実施
平成14年(2002)	盛岡東警察署新築に伴う揚水ポンプ電源設備設置
平成14年(2002) ～16年(2004)	亀ヶ池・鶴ヶ池に水質浄化活性液投入
平成18年(2006)	岩手公園開園 100周年、愛称を「盛岡城跡公園」と決定 「日本 100名城」に選定される
平成22年(2010)	イワマ靴店跡地にお休み処「不来方」を設置 亀ヶ池に水質浄化装置を設置
平成23年(2011)	7月1日もりおか歴史文化館開館、お休み処「不来方」移転 鶴ヶ池に水質浄化装置を設置
平成24年(2012)	史跡盛岡城跡保存管理計画策定 東北地方太平洋沖地震に伴う下曲輪土塁修復基本設計
平成25年(2013)	史跡盛岡城跡整備基本計画策定、新御蔵地区整備基本設計 三ノ丸地区石垣修復に伴う地質調査、発掘調査 石垣基礎調査（～令和元年まで） 下曲輪土塁修復に伴う実施設計
平成26年(2014)	三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査、石垣測量図化、発掘調査 電線地中化等整備基本設計 下曲輪土塁修復に伴う発掘調査、鐘楼（建物）調査、修復工事
平成27年(2015)	三ノ丸石垣修復に伴う基本設計、地質調査、発掘調査 電線地中化等整備実施設計 下曲輪土塁修復工事に係る施工図・報告書作成
平成28年(2016)	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画策定 台所地区（台所・武具所ほか）遺構確認調査 三ノ丸南東部石垣修復等実施設計、修復工事、発掘調査 台所・鶴ヶ池地区整備基本設計、鶴ヶ池橋梁構造調査、電線地中化工事
平成29年(2017)	三ノ丸北西部石垣修復に伴う実施設計、発掘調査 台所地区（台所門枳形ほか）遺構確認調査 鶴ヶ池畔藤棚撤去、台所地区バラ園撤去工事 二ノ丸・三ノ丸地区樹木伐採
平成30年(2018)	台所地区（土橋・台所門枳形周辺）遺構確認調査 三ノ丸石垣修復工事に伴う発掘調査 鶴ヶ池周辺、三ノ丸及び下曲輪等樹木伐採、電線地中化工事
令和元年(2019)	本丸地区遺構確認調査、台所地区（塗師小屋跡）遺構確認調査 三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査 鶴ヶ池周辺等樹木伐採 吹上坂（淡路丸）石垣に崩落防止ネット設置
令和2年(2020)	本丸地区遺構確認調査 三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査
令和3年(2021)	本丸地区遺構確認調査 三ノ丸北西部石垣解体修復工事、工事に伴う発掘調査

Ⅲ 史跡指定

表17 現状変更等（整備事業以外）

昭和21年(1946)	岩手県引揚者連盟盛岡支部、「盛岡更正市場組合」（組合員 105名）を設立
7月17日	岩手県引揚者連盟盛岡支部長名により、櫻山神社境内地に更正市場を営営するも、敷地が狭いことから、隣接している市有地の亀ヶ池畔通路の使用申請を提出
昭和21年8月	市有地の使用について、使用地には絶対に建物を建設しないこと、市の必要に応じ返還すること、常に清潔を保持すること等を条件に、昭和21年8月11日～昭和22年8月10日までの1年間で使用を許可 亀ヶ池周辺の市有地（公園地）に亀ヶ池商店街58戸できる
昭和22年(1947) 8月20日	盛岡市と組合との間で2回目の賃貸契約締結 亀ヶ池畔から鳥居前に至る 232坪（58戸分）
昭和24年(1949) 4月	岩手県土木部計画課より、都市計画路線として亀ヶ池の一部を埋め立て、貫線道路としたい旨申請が提出される 岩手県教育員会では泉史跡調査委員会を開催し、「池があるからこそ史跡として指定されており、その原型を失っては価値がない」との結論を出し、申請を認めず、別路線での計画策定を求める
昭和24年(1949)	盛岡更正市場協同組合（境内地）と亀ヶ池商業協同組合（市有地）に分裂
昭和25年(1950)	盛岡市と亀ヶ池商業協同組合との賃貸契約更新
昭和25年(1950) 4月	都市計画道路路線設置にあたり、亀ヶ池の一部埋め立てについて盛岡市より岩手県教育委員会に申請
昭和25年(1950) 6月27日	岩手県教育委員会議開催。都市計画道路の設置に係る亀ヶ池の一部埋め立てについては、神社境内地を緑地帯とし、池（堀）はきれいにするという条件付きで許可することとする
昭和26年(1951) 8月31日	盛岡市が亀ヶ池の埋立てを計画し、現状変更許可申請書を提出 これ以前に都市計画道路中ノ橋大通線建設工事に伴い「亀ヶ池と鶴ヶ池の埋立工事」着工、亀ヶ池畔の一部店舗を移設
昭和29年(1954)	都市計画道路中ノ橋大通線開通 亀ヶ池の棧橋上と下曲輪（櫻山神社参道地区）西側に、亀ヶ池周辺の店舗を移設
昭和32年(1957) 4月3日	岩手県知事から、東洋物産有限会社（旧イワマ靴店）あて、建築行為について条件付きで許可
6月17日	文化財保護委員会から、東洋物産店舗の店舗新築を許可
10月10日	文化財保護委員会から、東洋物産建物の建築許可期間延長（昭和35年3月末日まで）を認可
昭和34年(1959) 7月29日	4月8日付で盛岡更正市場協同組合理事長及び櫻山神社宮司から提出の、「櫻山・亀ヶ池商店街市街地整備」（商店街店舗新築と道路拡幅整備）の史跡現状変更申請書について条件付きで許可
昭和36年(1951)	文化財保護委員会より、現位置での櫻山神社の改築について許可
昭和38年(1963)	更正市場整備計画に基づき、市場内の店舗付き住宅の新築が進み、現在に近い状態となる
昭和39年(1964)	更生市場整備区域の櫻山神社所有地で地上権が設定される
昭和42年(1967)	この年より、行政財産の使用許可申請書の提出を受け「行政財産使用許可証」を交付

昭和42年(1967)	東洋物産有限会社（三愛）の土地建物が、(株)シューズセンターイワマに売却され、イワマ靴店が開業
昭和45年(1970) 12月24日	亀ヶ池栈橋店舗8棟の撤去と、亀ヶ池周辺整備の史跡現状変更を許可
昭和52年(1977) 5月	盛岡更正市場組合理事長より「公園法に基づく当該地域内の土地利用並びに既存建築物に対する現状変更の規制強化について」を盛岡更正市場組合・内丸第二組合・亀ヶ池商業協同組合・住宅組合の各組合員あてに通知
昭和53年(1978) 8月11日	協同組合東大通商店会理事長から、盛岡市長に「東大通商店街地区改造」についての要望書を提出
平成12年(2000) 3月16日	協同組合東大通商店会より、再開発ビル建設に係る現状変更申請書の提出 (平成14年7月22日工事完了)
平成19年(2007) 7月	旧イワマ靴店建物取り壊し

4 史跡の土地利用状況

史跡内の大部分は公園用地となっている。これは、南部家所有であった土地の大部分を岩手県が岩手公園として明治39年（1906）に整備し、その後昭和9年（1934）に盛岡市が南部家から土地を買収し、現在に至っているものである。

宅地（約5,500㎡）については、終戦時まで櫻山神社境内地であったが、戦後、国内外からの引揚者が生活の場を求めて店舗を構えたことに起因するもので、昭和34年（1959）に商店街地整備の現状変更申請が提出され、昭和38年（1963）頃現在に近い姿になった。

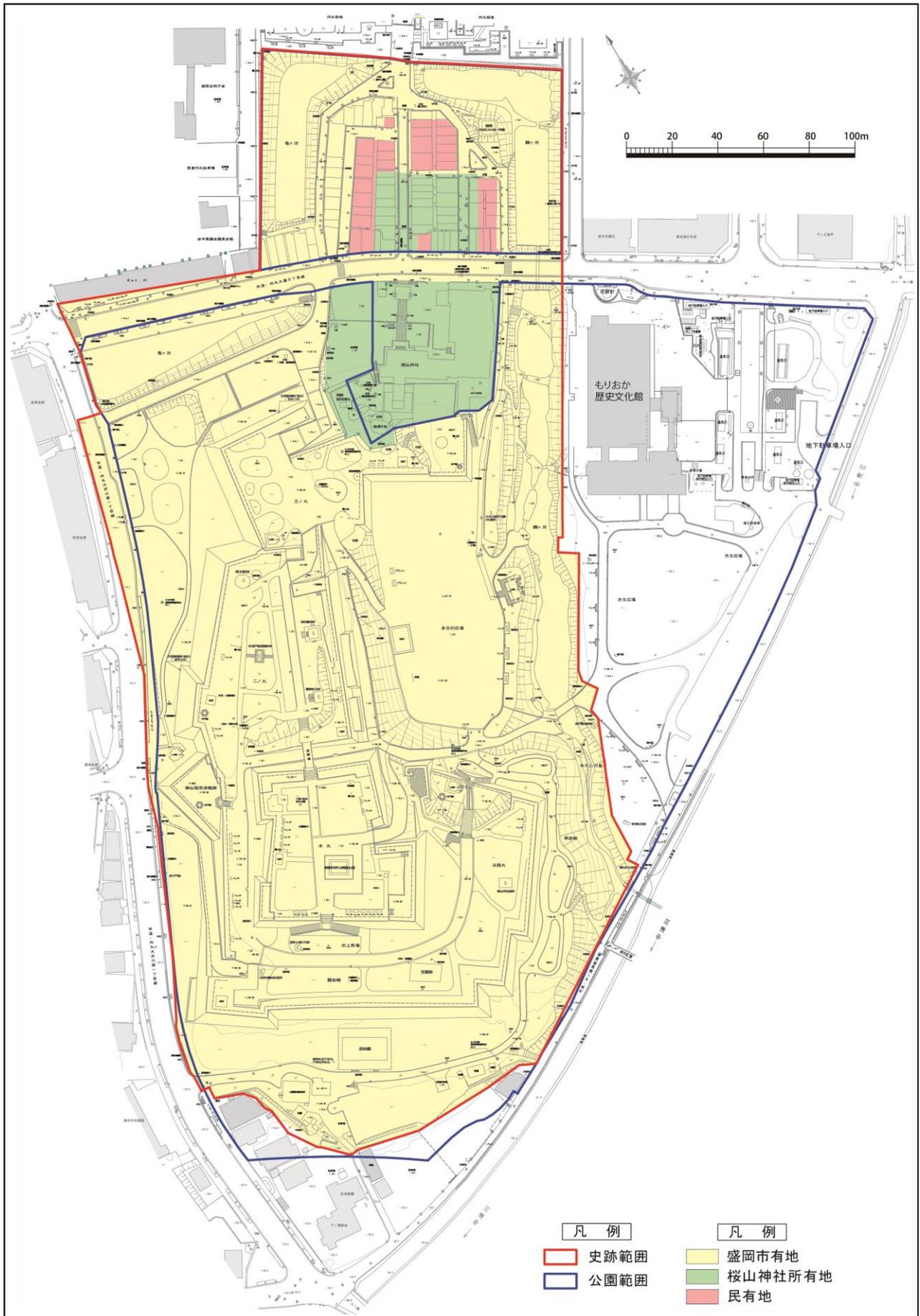
下曲輪の南側から三ノ丸の一部に及ぶ櫻山神社の境内地については、もともと城内の淡路丸にあった「櫻山御宮」が明治4年（1871）明治維新により南部家の庇護を離れ、御神体が加賀野妙泉寺山へ仮遷座され、明治10年（1877）に御神体を南部家菩提所の麓に再遷座、さらに明治32年（1899）に三度目の遷座が決定されたことにより境内地となったものである。

表18 所有者別面積

所有	面積（㎡）	比率	筆数	備考
盛岡市	76,518.17	90.99%	14筆	・下曲輪の一部が昭和21年から亀ヶ池通商業協同組合、亀ヶ池住宅建設組合及び個人等に貸付されている
櫻山神社	6,186.58	7.36%	37筆	・境内地の店舗等建物については、昭和21年に岩手県引揚者連盟盛岡支部に店舗開設を承諾したことに始まる ・昭和39年からは個々の建物に地上権設定がなされ、相続・購入による地上権の移転を経ながら現在に至る
民有地	1,387.29	1.65%	50筆	・昭和23年以降、南部家所有地が売買され現在に至る
計	84,092.04	100.00%	101筆	

表19 土地利用形態別面積

地目	面積（㎡）	比率	備考
公園用地	69,778.18	82.98%	
道路	2,530.50	3.01%	・都市計画道路中ノ橋大通線の一部、下ノ橋更ノ沢線の一部ほか
宅地・店舗	7,136.32	8.49%	
境内地	4,647.04	5.52%	
計	84,092.04	100.00%	



第21図 所有者区分図